

同志社大学

2008年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年3月25日提出

所 属	職 名	氏 名
司法研究科	教授	釜田 泰介
研究 題 目	Warren Courtに関する総合的研究 (その4)	
研究 成 果 の 概 要	<p>1. 本年度は主に次の2点に関する研究を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">① Warren Court (1953-1969)の司法積極主義の源流がどこにあるかを解明すること。② 1937年と1953年の持つアメリカ憲法上の意義を考察するとともに、この年度以降に確立するアメリカ憲法のルールが1946年の日本国憲法にどのような影響を与えたかを考察すること。 <p>2. 研究の一部を次の冊子で公開した。</p> <ul style="list-style-type: none">① 「司法審査制導入の背景に関する一考察」 — 司法制度改革と契機1062 — 『国民主権と法の支配』(上巻) 419頁 2008年9月(成文堂)② 「恣意的判断と憲法13条審査に関する一考察」 『同志社法学』328号117頁 2008年8月	